

「第17回補助事業に関する第三者委員会」議事録要旨

1. 日時：平成23年8月3日（水）
午後3時30分から午後4時30分まで
2. 場所：独立行政法人農畜産業振興機構 南館1F会議室
3. 議題
 - (1) 国産牛肉信頼回復対策の実施について
 - (2) その他
4. 出席委員：大木委員、鈴木委員、宮崎委員
5. 農林水産省出席者：生産局総務課機構・法人班：榎原係長、生産局畜産企画課：調整班 春日係長
6. 役職員出席者：木下理事長、塩島総括理事、清家総括理事、森理事、岡田理事、柳澤監事、川崎監事ほか
7. 開会等
森理事が開会を宣言した後、木下理事長が挨拶を行った。
宮崎委員長は、委員会の終了後、委員の了承を得た上で、ホームページに委員会の議事録要旨を公開したい旨を提案し、各委員の了解を得た。
8. 理事長挨拶
農林水産省は、7月26日、牛肉・稲わらから暫定規制値等を超えるセシウムが検出されている件に対し、緊急の対応策を発表し、同省のプレスリリースにもある3つの対策のうち、国産牛肉信頼回復対策及び肥育経営の支援対策は、当機構が実施することとなった。
当機構としては、平成13年のBSE発生に伴う緊急対策において、いわゆる「牛肉偽装」の問題が発生し、事業のチェックシステムが不十分等の指摘を受けたところである。今回実施する国産牛肉信頼回復対策については、買上げ、保管等のスキームがBSE発生に伴う緊急対策と同様であることから、緊急に委員に参集していただき、この事業の適正な実施のための方策について当機構より説明をし、委員の意見を伺いたい。

9. 議事

塩島総括理事が議題（１）の「国産牛肉信頼回復対策の実施について」を資料に基づいて説明し、質疑応答を行った。

また、森理事が議題（２）「その他」のうち、「独立行政法人農畜産業振興機構の東日本大震災への対応」について資料に基づき説明を行った。

< 質疑応答 >

[議題（１） 国産牛肉信頼回復対策の実施について]

（宮崎委員） 汚染稲わらを食べた牛の肉等の対策については、BSE 発生の際に行った牛肉在庫保管・処分事業と枠組みは同様であるが、今回の対策においては、対象となる牛肉について、まず、個体識別番号が一致することを文書により確認し、次に、肉片のサンプルを採取し、トレサ制度に基づき別途保管されている当該個体識別番号の牛の肉のサンプルと DNA 鑑定を行うことにより、同一性を確認し、さらに、横流し防止のための着色処理を行うなど大きく前進しており、事業の不正防止効果につながっていくと感じている。

なお、前回の BSE 発生の際に行った牛肉在庫保管・処分事業において、対象外の輸入肉などを混入し不正に補助金を受け取ったとして問題となった団体が、今回の事業の事業実施主体となることについては、どうなのか。

（塩島総括理事） 不正受給で問題となったのは、団体そのものではなく、末端の食肉会社である。事業実施主体の選定は、要綱等に基づき、適正に行うこととしている。

（鈴木委員） 前回の BSE 対策と今回の対策を比べ、不正防止という観点から変更点はあるか。

（塩島総括理事） 事業の枠組みの中に、個体識別番号による確認を取り入れ、さらに、DNA 検査を実施する点が大きな変更点である。

（大木委員） 今回の対応策の事務手続きの流れは、前回の BSE 対策の時と同じか。

（理事長） 今回の対策のポイントは、BSE 発生を踏まえ、制度化された牛トレサビリティをフルに活用していることである。まず、個体識別番号を文書確認し、次に、DNA 検査により個体識別番号との一致を科学的に確認し、さらに、横流し防止のための着色処理を行うなど、対象外の牛肉が紛れ込む余地のないよう事業を仕組んでいるところが前回の BSE 対策との相違点である。

(鈴木委員) 牛トレサビリティ制度を活用した今回の事務手続きの流れにより、不正行為が入り込む隙はないように感じる。

(宮崎委員) 不正を働こうとする人は、どこかに抜け目がないか知恵を絞っているのだから、この点に十分留意の上、不正防止に努めてもらいたい。例えば、現品検査の際に行う横流し防止のための着色処理については、肉の内部まで色素が浸透するようにしたり、仮にミンチにしても異様な色になるような色素を使用するなどの工夫についても検討してはどうか。

(鈴木委員) そもそも横流し防止のための着色処理まで行う必要はあるのか。

(理事長) 現品検査の実施後、直ちに焼却処分する場合には必要ないが、焼却するまでの間、ある程度の時間がある場合、倉庫内において肉の差し替えなどの不正行為も危惧されることから、抑止効果の観点から、着色処理を検討している。

(宮崎委員) 現品検査については、相当な人員が必要ではないか。その場合、協力を得られるところから応援を求めるなども視野に入れた方がいいのではないか。

(塩島総括理事) 立ち会いすべき汚染牛肉の保管倉庫が全国で何カ所に及ぶのか、判明し次第、効率的に実施したいと考えている。

(大木委員) 事業の仕組みなど今回の対策を公表する際に、不正をした場合の罰則規定について抑止効果の観点から要綱などに併せて記載すれば、より不正防止が図られるのではないか。

(清家総括理事) 不正受給が発覚した場合、補助金返還となり、さらに悪質な場合については、刑法上の詐欺罪に問われることとなる。先ずは今回の不正防止措置を事業説明会などを通じて周知徹底してまいりたい。

(鈴木委員) 不正防止という観点は大変重要である反面、人員がかかりすぎて、現場が混乱し、ひいては農家に迷惑をかけるような複雑な事業の仕組みは避けるべきであるが、今回の対策の事務手続きについては、問題ないと思う。

(宮崎委員) 今回、機構より説明のあった「国産牛肉信頼回復対策のスキーム」の具体的な実施策について、事前に委員の意見を聴く場を設けた機構の判断は、よかったと思う。本日欠席の委員についても十分意見を聞きながら、事業の不正防止につなげてもらいたい。

議題（２）「その他」のうち、「独立行政法人農畜産業振興機構の東日本大震災への対応」については、特に意見なし。

10. 閉会

最後に、森理事から今後のスケジュール等について説明を行った後、宮崎委員長が、閉会を宣言した。